

## 1 補助対象者及び補助対象事業

### (1) 防犯灯設置事業

**【対象者】**

町内会・自治会  
地区まちづくり推進委員会

#### 防犯灯の新設

(老朽化した既設防犯灯の取替も含みます)

- 補助率：対象経費の10/10
- 補助限度額：1基当たり5万円
- ※ポール設置等特殊事情がある場合は上限8万円

### (2) 集会所施設関連設備等整備事業

**【対象者】**

認可地縁団体 (ア・イ・ウ・エ)  
町内会・自治会 (イ・エ)  
地区まちづくり推進委員会 (イ)

#### ア 集会所の新築

- 補助率：対象経費の1/2以内
- 補助限度額：300万円

#### イ 集会所及び関連設備の改修等

- 補助率：対象経費の1/2以内
- 補助限度額：50万円

#### ウ 集会所を新築するための用地取得

- 補助率：対象経費の1/2以内
- 補助限度額：50万円

#### エ 集会所の解体

- 補助率：対象経費の1/2以内
- 補助限度額：200万円

R10年度  
まで拡充

R10年度まで

### (3) 防災資機材等整備事業 及び防災訓練等事業

**【対象者】**

自主防災組織

#### 防災資機材の購入費用、防災訓練や防災研修に 参加するための費用等

※詳しくは、お問い合わせください。

- 補助率：対象経費の10/10
- 補助限度額：20～60万円

(組織規模によって異なります。)



※令和5年度以降に補助金交付を受けた団体は、その額を控除した額が上限額となります。

### (4) 防犯カメラ設置事業

**【対象者】**

町内会・自治会  
地区まちづくり推進委員会

#### 防犯カメラの新設

##### (防犯カメラ設置及び看板設置)

- 補助率：対象経費の2/3
- 補助限度額：1基当たり20万円

※申請に当たって、浜田警察署長の意見が必要になります。詳しくはお問い合わせください。

### (5) 地域づくり活動維持活性化事業

**【対象者】**

町内会・自治会

#### 町内会等の活動に必要な備品の購入

- 補助率：対象経費の1/2
- 補助限度額：40万円

R10年度まで

※1年度につき1回のみ申請が可能です。

## 2 補助金交付手続の流れ

### 交付申請

#### 提出するもの

- ・補助金交付申請書
  - ・見積書（2者）
  - ・位置図等
- ※事業種別によって、追加資料が必要になります。



### 事業の実施

市から交付決定通知が届きますので、通知に記載してある事業開始日になってから事業を実施（工事の依頼・資機材等の発注）してください。



- ※工事を依頼するときは、工事業者に工事前と工事後の写真を撮るよう依頼してください。
- ※代金は、いったん立替払となります。

### 事業報告

- ・事業終了後2週間以内に事業報告をしてください。
- ・必要事項を記入して、市へ補助金交付の請求をしてください。

#### 提出するもの

- ・実績報告書
- ・補助金交付請求書
- ・請求書、領収書（写し）
- ・写真（工事の場合は、工事前と工事後）
- ・通帳（写し）

- ※1 実績報告書と請求書を確認後、1か月以内に補助金を指定の口座に振り込みます。
- ※2 実績報告の際、指定口座に速やかに振り込むため、通帳を持参いただくか、通帳の写し（表紙と表紙裏の見開きページ）を添付してください。

## 3 申請時の留意事項

### (1) 必ず事前申請をお願いします。

申請手続の前に工事や資機材及び物品等の購入を行った場合は、補助を受けることができませんのでご注意ください。

※事後申請不可。実施の7日前までに申請してください。

### (2) 複数の業者に相談してください。

○複数の業者から見積りを取り寄せるなど、工事内容や価格の確認に努めてください。

○できるだけ市内業者の利用に努めてください。

### (3) 工事後の状況変化は事前に確認してください。

防犯灯を固定する電柱等が周辺にないためにポールを建てたり、トイレ改修に伴い給水設備の改修が生じたりするなど、工事完了後の状況の変化は、事前に施工事業者から十分に説明を受けてください。